

宮古島市介護予防・生活支援サービス事業対象者の有効期間について

宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業対象者の有効期間についてのお知らせです。

【内容】

- ①平成 29 年 12 月 22 日より、事業対象者の有効期間はなくなりました。
 - ②有効期間がなくなったことに伴い、宮古島市から現在お持ちの介護保険被保険者証の書き換え、再発行はありません。
 - ③変更前の事業対象者の介護保険被保険者証は、引き続き利用できます。
- なお、変更後の介護保険被保険者証「認定の有効期間」表記については、次の内容のとおりとなります。

(一) 介護保険被保険者証				(二) 事業対象者				
被 保 険 者		番 号						
		住 所						
		フリガナ						
		氏 名						
		生年月日			性 別			
交付年月日								
保険者番号並びに保険者の名称及び印		宮古島市印						
		要 介 護 状 態 区 分 等	事業対象者					
		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)						
		認 定 の 有 効 期 間						
		居 宅 サ ー ビ ス 等	区 分 支 給 限 度 基 準 額					
			1 月 当 た り		単 位			
		(うち種類 支給限度 基準額)	サービスの種類		種類支給限度基準額			
		認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定						

(例)

変更前…平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

変更後…平成〇年〇月〇日～

(有効期間なし)

お問い合わせ

高齢者支援課介護予防係 73-1979